

# 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成25年3月14日

(名称) 堺市地域公共交通バリア解消促進等協議会  
(代表者名) 会長 堺市交通部長

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
堺市内ノンステップバス導入促進計画
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
堺市内において、バス運行を主に担う南海バス株式会社や関係機関が協力し、乗降性能に優れたノンステップバスを導入することにより、一層のバリアフリー化を推進する。 南海バス株式会社の堺市内におけるノンステップバス車両は61台（車両数比率約26%）であり、さらに導入を推進することで、高齢者や障害者等にとって利用しやすい環境を整備する。
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
<b>(1) 事業の目標</b>
平成27年度までに、堺市内における南海バス株式会社のノンステップバス導入率を約30%にする（適用除外認定車両を除く）。平成28年度以降は未定。
<b>(2) 事業の効果</b>
ノンステップバスは乗降口のステップがなく、誰もが乗降しやすいため、バスを利用する高齢者等にとって、移動にあたっての負担が軽減される。また、そのようなバリアフリー化の効果とともに、乗降時間が短縮されて定時運行にも効果があると期待され、バスの利用者の増加に寄与すると考えられる。
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
<b>(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）</b>
<b>(内容)</b> ・ノンステップバスの導入（小型（車長約7m）5台：南海バス（株）
<b>(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)</b> 南海バス（株） 身体・知的 普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃3割 精神 設定なし
<b>(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）</b>

〈バス車両の導入に係る事業〉

事業を実施する堺市内を走行する車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。

- ・ノンステップバス：61台、ワンステップバス：155台、リフト付きバス：6台
- ・乗合バス車両の総車両台数：232台

※平成25年3月末日現在

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

〈バスターミナルに係る事業〉

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

25年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
公共交通利用促進事業 （ノンステップバス）	86,000 千円	6,455 千円	千円	6,455 千円	73,090 千円
	100%	7.5%	%	7.5%	85.0%
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	86,000 千円	6,455 千円	千円	6,455 千円	73,090 千円
	100%	7.5%	%	7.5%	85.0%

※国・市ともに平成24年度の基準に基づき算出。

26年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
公共交通利用促進事業 （ノンステップバス）	86,000 千円	6,455 千円	千円	6,455 千円	73,090 千円
	100%	7.5%	%	7.5%	85.0%
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	86,000 千円	6,455 千円	千円	6,455 千円	73,090 千円
	100%	7.5%	%	7.5%	85.0%

※国・市ともに平成24年度の基準に基づき算出。

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。												
事業の名称	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバスの導入	5月着手			小型5台	5月着手			小型5台	5月着手			中型4台
	3月完了				3月完了				3月完了			

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年3月 堺市地域公共交通バリア解消促進等協議会において計画の内容を審議</li> </ul>

8. 利用者等の意見の反映
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年1～2月 『南海バス友の会』のモニター制度（アンケート調査）を活用して意見聴取を実施</li> </ul>

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	堺市 交通部公共交通課、障害福祉部障害施策推進課
交通事業者・交通施設管理者等	南海バス株式会社
地方運輸局	大阪運輸支局
その他協議会が必要と認める者	

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。